

●香川県告示第229号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成27年7月14日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 指 定 番 号 西土指道 第4号
- 2 指 定 年 月 日 平成27年7月3日
- 3 指定道路の位置 観音寺市吉岡町字三野境885番1、887番5、892番及び同地先農道・水路
- 4 指定道路の幅員とその延長 幅員 4.65メートル、4.80メートル及び5.32メートル
延長 77.16メートル

関係の図面は、香川県土木部建築指導課及び香川県西讃土木事務所総務課において閲覧に供する。